

- 古川企画部長 補正予算の内容でございますが、1 の予算議案の木質バイオマスエネルギー導入促進事業につきましては、森林整備推進等基金を活用して、民間事業者が行う林地残材等を利用した木質バイオマス発電施設の整備等に対して助成をするものでございます。
- 大園委員 エネルギー対策費の木質バイオマスエネルギー導入促進事業のこの 14 億円の内容についてちょっと教えていただけますか、詳しく。
- 塩田エネルギー政策課長 今回お願いいたしております 14 億百万円の増額補正の内訳でございますけれども、まず、バイオマス利用施設整備資金融通といたしまして 14 億円をお願いするものでございます。それからあと木質バイオマスの協議会に対しまして 50 万円を、木材安定供給の取り組みを行いますために協議会を設置いたします、それに対する支援でございます。あと 50 万円を県の事務費として予算計上をお願いしているところでございます。
- 大園委員 この発電施設の整備の箇所が聞くとところによると 2 カ所となっておりますけれども、この 2 カ所の場所と、実際その中身、14 億円の額は結構な額ですので、その 2 カ所についてちょっと詳しく教えてください。
- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業で予定しておりますのは、おっしゃるとおり 2 カ所ございます。1 つは、霧島市のほうに予定しております。もう 1 つは、薩摩川内市のほうで予定しております。
- 大園委員 薩摩川内市のほうは既存の施設がある程度しっかりしているということで、特に問題はないような話を聞いているんですけど、霧島についての施設整備について少し不安的などころもあるというような話も聞いているんですけど、その中身については県として十分検討されているのかどうか。
- 塩田エネルギー政策課長 要望いただいております霧島市のほうでの事業につきましては、これまでの事前の協議の中で、その事業の実効性でありますとかといったような部分につきましても状況調査をしております。今の段階におきましては、この霧島市におきます計画につきましては、新しく土地を求めてやるということで聞いておりますけれども、霧島市のほうを通じまして申請いただくわけですが、霧島市のほうともよく協議しながらやっておりますけれども、その中では、何とか見込めるのではないかとというようなことで聞いております。
- 大園委員 いろいろバイオマス関係とか、当然、御存じのいちき串木野であれ鹿屋であれ、くった後に問題の生じている施設も結構あるわけですね、これは別な事業なんですけど。ですから、今、やっぱり県が出す以上はこれは本当にぴしっと安定したものでなければ、見通しとしてやっぱりどうだということをしっかり考えていただかなければ、「あっ、しまった」では我々議会としても困るわけですので、そこを本当に、霧島市についていろんな木質バイオマスエネルギーの施設整備、そしてまたこれの安定供給の森林整備から来る材料等のエネルギーのそういったものはどうか、いろいろ話は聞くんですけども、一番肝心かなめの施設が本当に実際立ち上がってくるのか、そして本当にそれをいつごろこの予算をですね、いつごろまでに予算をしっかりと消化するのか、ちょっとそこも再度教えてもらっていいですか。
- 塩田エネルギー政策課長 今後、事業計画等が正式に出てくる段階におきまして、県としましては、市のほうと連携をとりながら、この事業の精査を行いたいというふうに考えております。この事業につきましては、いつごろまでに消化するのかというお話でございますけれども、一応この事業としましては平成 25 年度事業でございます。25 年度事業ではありますけれども、25 年度内に交付決定を決めた場合には 26 年度までに事業が終了できるというふうになって

おります。ですので、26年度内に当該施設整備が行われる必要があるということになりますので、その部分につきましては、先ほど申し上げましたけれども、霧島市のほうとも連携をとりながら十分精査していきたいというふうに考えているところでございます。

- 大園委員 もう要望にしておきますので、ぜひさっき言ったごと、万が一は許されない事業だということだけはしっかり押さえていただいて、霧島市との中で、私なんかの耳に聞こえてくるのは少し不安定要素が聞こえてきたものだから、やっぱり県の事業としてするんだったらしっかりした安定したものをしていただきたいという気持ちもありますので、ぜひこの事業が正式決定になったときは、我々委員会のメンバーにもこういう状況だということだけは入らせていただいて、しっかり情報を、もう間違いのないような方向で検討していただきたいと思いますので、一応これは要望にしておきます。
- 小園委員長 ほかにございませんか。
- 持富委員 ちょっと確認で、今のエネルギー政策課長にお聞きしますけれども、今、霧島市と薩摩川内市と2カ所という話がありましたが、この2カ所に決めた経緯はどうなっているんですか。それと今、心配な点を大園委員からありましたけれども、事前にそういう計画があってここに決定がなったのか、その辺の経緯はどうなんでしょうか。
- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業につきましては、各事業者のほうがそれぞれの御判断で土地から選定されている中で、霧島市につきましては、霧島市内の事業をされている方々を中心に会社を設立されて、霧島市内で土地を確保して事業を行うというふうになったと聞いております。それから薩摩川内市につきましては、薩摩川内市に現在ございます自社の敷地内におきまして新たに木質バイオマス発電の事業を行うということで聞いております。
- 持富委員 ですから、その2カ所だけだったんですか、それとも、ほかにもあって、いろいろ考えた上で県としてここに決めたということですか。
- 塩田エネルギー政策課長 この事業につきましては、今年2月の国の補助事業によりまして基金に積んでおる事業でございますけれども、その中ではほかにも要望を考えている事業者がございました。しかしながら、場所の問題でございますとか、あと整備する期間の問題につきまして、今回の県の事業に間に合わないといったような御判断をされて、現時点におきましては辞退されているといったような状況になっておりまして、この2カ所、2事業者が要望しているという状況でございます。
- 持富委員 この件についてはいいです。
- 柚木委員 ちょっと今の流れになりますけど、民間事業者2事業者、霧島市はどうかわかりませんが、発電施設の整備等に助成すると、あともう1回、協議会に助成するということですが、さっきの大園先生の話とダブリますけど、事業計画があって、この計画がしっかりしたものがなされているかということ判断されて、当然、補助金の展開ということになるんだろうと思うんですけど、霧島市と協議して協議してと言うけど、そうなりますと、何を協議するのかそこがよくわからないので教えていただけませんか。
- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業につきましては、事業の主体は各事業者ということになりますが、補助の対象としましては地元市町村ということになりますので、霧島市を通じましての補助という形になります。事業主体が事業計画なりをまず市町村に出して、そして市町村を経由して県のほうに申請が上がってくるという流れになりますので、そういう意味で、市町村と県のほうと一緒にあって、その事業が成立するかどうかといったようなことも含めまして

精査していくということで、協議をしてみたいと思います。

- 柚木委員 ですから、霧島市と事業主体者とやるんでしょうけど、補助金を出すのはもともとは県ですから。具体的に霧島市と事業主体者とどこあたりで協議するもの、具体的に何かあるんですか。あるからそういうことになっているんでしょう。1 つでも 2 つでもいいですけど。
- 古川企画部長 先ほど課長から答弁申し上げましたように、この霧島市の事業者の事業につきましては、霧島市と一体となりまして、あるいは材の供給を所管しております環境林務部とも一体となって、既に出されております事業計画書の事業の採算性でありますとか事業の継続性、そして将来的な継続性ですね、それとあわせていろんな法的な手続の進行の状況等々を現段階で審査をさせていただいて、事業の確実性というのは現段階では一応判断していると、その前提のもとで今回、補正予算を提出させていただいておるということでございます。
- 柚木委員 もうやめますけど、一応採算性が見込めるだろうという県が判断をするわけですよ。するんですけど、協議事項があるということは、何か不安材料があるということですよ、恐らく、協議しなければならぬということですから。その辺は平成 26 年度までに設備費等に使っていいということみたいですから、何というんですかね、しっかりその辺を押さえて確実なものにしてほしいということで、もう要望で終わります。
- 塩田エネルギー政策課長 まず、今回の事業の趣旨でございますけれども、近年の原油価格の高騰や再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設等を背景といたしまして、木質バイオマスエネルギー利用に対します県民の関心と期待が高まりつつあります。また、戦後植栽されましたスギ・ヒノキ、利用可能な資源として着実に充実してきておりますので、今後、これらの資源を活用して林業・木材産業、ひいては地域山村の活性化を図ることが重要な課題となっておりますことから、鹿児島県森林整備推進等基金を活用いたしまして、林地残材等を原料といたします木質バイオマスエネルギー導入の取り組みを支援するというによりまして、本県の林業・木材産業の再生と地域林業の活性化、再生可能エネルギーの導入を図ることを目的とした事業でございます。  
事業の内容につきましては、先ほども申し上げましたけれども、バイオマス利用施設整備に対します資金融通といたしまして、補助対象者として霧島市になりますが、事業主体は民間事業者、具体的に申し上げますと霧島木質発電になります。ここに定額ということで、発電施設に対しまして 14 億円の資金融通を行うということを予定しております。  
それからもう 1 つは協議会、木質発電の施設には木材を供給する必要がございますので、その安定供給を図るための体制整備ということで、協議会を設置することになっております。その協議会に対しましての支援ということもございまして、これは薩摩川内市に予定しております、中越パルプ工業株式会社を予定しておりますが、こちらのほうに 50 万円を支援する内容を予定しております。  
この経緯でございますが、当初国の緊急経済対策におきます予算を使いまして、県の基金のほうにこの予算を積んでおりますけれども、その段階におきましてはこの中越パルプほか 2 社、この霧島発電以外の 2 社が要望はしてございました。  
しかし、このほかの 2 社につきましては、土地の確保、それから整備の時期等を考えたときに、要件となります 26 年度までの整備ということに間に合わないというような御判断がありまして、今回の事業対象からは外れたということになっております。その上で、この霧島発電

が26年度内に整備をしたいという御要望をいただきましたので、この2社になっておるとい状況でございます。

それから、この2社に対します工事の内訳でございますが、総事業費として中越パルプ工業のほうは約85億円となっております、発電施設は62億円、それから附帯設備につきまして11億円と12億円といったようなことで23億円ほどを予定しております。中越パルプ工業のほうは、今回の事業につきましては、先ほど申し上げました協議会支援ということで要望をいただいております。ですので、この発電設備本体につきましては、やはり26年度内の事業が完成する見込みがないということから、要望対象からは外れているという状況になっております。

それから霧島発電のほうにつきましても、発電施設本体につきまして17億5千万円ほど、それから設備工事として1億5千万円ほどを予定しておりますほか、**土地購入に2億円ほど**かかる予定と聞いております。このほか5億円ほどの附帯施設も予定しているということでございますが、先ほど申し上げました**総事業費約26億円の中で、本体施設に関しまして14億円の資金融通を要望されている**ということです。そのほか附帯設備につきましても、周辺設備に対する補助が別にございますので、それを利用して活用しまして2億円ほど補助があるということですが、それ以外につきましては、自己資金ないし銀行等の融資を受けて事業を行うというふうに聞いております。以上でございます。

- 小園委員長 質疑はありませんか。
- 与 委員 今、資料を見て、14億円というのは霧島木質発電所だけのいわゆる融資ということなんですね、それでいいんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 そのとおりでございます。
- 与 委員 かがしま材振興課からまたなおかつ2億円ということですから、16億円という考え方でいいんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 霧島木質発電に対しましては、県のほうの事業としまして、おっしゃるとおり、**発電本体に対しまして14億円と周辺施設の2億円の16億円**ということになります。
- 与 委員 14億円というのがこの企画からの融通ですけれども、2億円というのはそういうことで理解してよろしいわけですね。中越パルプのほうは6億円と50万円ということですね。これで、市町村を通して来るわけですが、市町村としてはこれが順調よく経営が成り立って推進をできるということで、当然そう願いたいわけですが、**万が一というときに市町村の負う責任というのがありますか。**
- 塩田エネルギー政策課長 万が一ということがないような審査を行っていくわけでございますけれども、今回の事業につきましては補助金という中で行いますので、ほかの補助事業等も同様でございますけれども、**万が一のないように審査のほうをしっかりとまいるたい**というふう考えております。
- 与 委員 例えば霧島市とか薩摩川内市とかいうのは、何かいわゆる資金的なものというの融資はないんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 この発電本体及び周辺施設に関しまして、市町村独自のほうで上乘せなりといったようなことをやるというふうには聞いておりません。
- 与 委員 あと、山田先生の聞いていた資金のいわゆる根拠のことについてはまた後で山田先

生の分だから答弁をしていただければいいと思うんですが、問題は、委員からも出ているように、やはり木質ですから、原料をどう確保して持続していくかということが大きな課題であることは間違いないわけですよ。火力燃料とか木質とかいうのは、原料が要るわけで、水力の場合はもう原料は水ですからそこには金はかからないわけですけども、そういう点では、水力とかあるいは木質とかいうのは今の世の中から、時代からずっとこれは促進をしていかなければならないことだと思っておりますので、できるだけ問題の起こらないようにまた指導をしながら、推進をしていただきたいと思います。以上です。

- 藤崎委員 霧島木質発電については原木の使用量が約 10 万立米、1 年当たりというふうになっておりますが、これがきちっと集まっていくのかどうか。関係者の協力を求めていく作業をしていると思うんですが、これが文書として何らかの同意なり確約書的なものがあるのかどうか、お示してください。
- 大重かごしま材振興課長 霧島木質発電の原料調達につきましては、これまで森林組合、それから民間事業者の方々に協力をお願いされております。その際、調達できる数量等について仮の協定書という形で書類をいただいております。その結果によりますと、霧島木質発電では約 6 万トンから 7 万トン、ボリュームにすると 10 万立方メートルですが、そういった原料が必要でございますが、おおむねそれを満たす供給が可能であるということになっておりまして、現段階では十分調達ができるというふうに考えております。
- 小園委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 大園委員 今、先ほど山田委員のほうから話があったとおり、関係の今言う霧島木質発電のここがどうだじゃなくして、県がこれだけの投資をするんだから、県として確認ができるのかということを行っているんですよ。しっかり材料を県としての、実際自分たちが見てそれだけの原料が確保できるかということをお聞きの方は確認していますかと、自分たちが調査してですよ。それぐらいしないとこの事業は難しいと僕は思っている。しっかり確保できるということを県が確約できるような、自分の目で見ても確認しないと、この問題はクリアできないですよ。
- 山田委員 関連でよろしいですか。
- 小園委員長 いいですよ。
- 山田委員 あなたたちも限界があるということはわかっているでしょう。しかし、これだけの投資をする 1 番根っこの部分というのは、原材料がちゃんと安定的に供給できるかと。それが将来に向けてですよ、ここ何年かはという話じゃないですよ、将来に向けて安定的に供給できるのかと。  
そうしたら事業者には、「当然これだけの我々も持ち出しがありますので、そんな曖昧な形で事業をやろうというつもりはありません」と恐らく返ってくると思います。返ってきたときに、あなた方が、さっき大園先生が言われたように自分の目で見ても、協定書が何社あるとか、どこと協定を結んでいるとかそれも大事なんです。  
だけど、1 番難しいのは、安定的に材料が供給できるかどうかということが 1 番大事な部分ですので、その部分についてはもう 1 回押さえられる、可能な限り自分たちで押さえ、「これなら大丈夫」とあなた方の口からも言えるようでない、「向こうが大丈夫と言うから、大丈夫じゃないですかね」とかそれじゃなくて、自分たちもやっぱり自信を持ってこの問題については、「これだけの財源を投じて問題ありませんよ」とこう言わないと、県民の人たちはそれは納得しないし、もちろん我々もそれで納得すればいけないわけですので、だから、そこ

をもう1回ちゃんと答弁をしてみてください。

- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業につきましては、今後、各事業者のほうから事業計画書を提出していただくこととなります。この事業計画書の中におきまして、経営の推移、状況等を精査していくわけでございますけれども、この中におきまして、今、懸念されております木材供給の部分につきましては、協議会を立ち上げることになっております。この協議会は、発電事業者、それから木材供給者、それから木材加工業者、そういった方々が一緒になってこの協議会を立ち上げて、材の供給の部分につきましても安定的な取引を協約を結んでいくこととなっております。そうした書類を確認しながら、この事業の成否について判断してまいりたいというふうに考えております。
- 小園委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 藤崎委員 そもそもこの霧島木質発電株式会社についてお伺いしたいんですけども、中越パルプのほうはもう鹿児島に立地して40年近くたった会社ですので、ある程度世間的な認知がある会社かと思いますが、この霧島木質発電というのはいつ設立されて、資本金が幾らで、株主構成それぞれあるかと思いますが、基本的な会社の内容、本社所在地も含めて教えてください。
- 塩田エネルギー政策課長 霧島木質発電株式会社につきましては、設立日は平成25年5月24日となっております、住所は霧島市国分下井1728となっております。主な目的につきましては、バイオマス発電所の建設及び運営、それからバイオマス発電及び電力の供給事業、それから電力の売買業務及び売買の仲介業務となっております、設立経緯等につきましては、木質バイオマス発電所の誘致の一環といたしまして、商工会議所の有志の方々が中心となって立ち上げておられる会社でございます。
- 藤崎委員 わかりました。代表取締役はどなたになられるのでしょうか。
- 塩田エネルギー政策課長 代表取締役は、西勇一さんでございます。それから先ほど言い忘れました、資本金につきましては1千万円ということとなっております。
- 藤崎委員 はい、わかりました。
- 小園委員長 柚木さんはいいですか。
- 柚木委員 今のに関連して、この霧島の件ですが、総じて16億円投資すると。この会社に結局流れるわけですけど、会社は商工会を中心とした代表は西勇一さんだと、資本金1千万円だということなんですよ。  
補助金というのは、高い公共性がある、加えて、1社にするのであれば相当の説明がつかないといけないと思うんだけど、ここに霧島市が例えば株主になって、総事業費幾らかの半分ぐらいの資本金を出せば、それは霧島市が責任を持つから納得できるんだけど、これは商工会の出資者が会社を設立するんだったら、せいては事をし損じるということもあるんですけど、彼らのもうける手だてを県がお手伝いするような話になってくるんだけど、たかだか1千万円というのは、その辺は公共性をどう考えるかということと、この1千万円の資本金について見解はどうお持ちかということとをちょっとお尋ねします。
- 塩田エネルギー政策課長 ただいま御質問ありました、この会社につきましてはの経営とかいう部分につきましては、どのように審査、判断していくかということになるかと思いますが、この案件につきましては、今後、経営診断等もしていきながら判断をしていくということになっておりますので、そのような経営診断結果も踏まえながら出していきたいというふうに

思っております。

- 柚木委員 補助事業の対象は霧島市ですよね、県からは。霧島市はこの霧島木質発電株式会社に対してどういう出資をされるんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 霧島市はこの木質発電に対しましては、やはり県から市と同じように補助金という形で交付されるということで、特に出資という部分はないというふうに聞いております。
- 柚木委員 原発がありましてですね、こういうのを推進しないといけない立場はわかるんですけど、1事業体にこれだけの多額の投資をすると、私は補助金でいいのかと、融資がありますから、融資で返してもらおうという考え方もあると思うんですよ。そうであれば、これを補助金でやるんだとしたら、その補助事業体である霧島市に相当の重い責任をやっぱり県としては負わすべきだと思うんです、補助金返納も含めて。その辺はどう考えるんですか。
- 古川企画部長 若干この制度のスキームそのものについての説明が不足していたかと思いますが、この14億円というのは補助金という形をとっておりますが、この事業体が発電施設を完成させて九州電力に売電をしたその時点、その翌年度から、事業期間内においてその14億円を償還するというスキームになっております。  
ですから、冒頭いろいろ御意見をいただきました、材の安定的供給によってその間の事業がきちっと継続されるということが、物すごくキーポイントになってくると思いますので、私どもは、環境林務部の所管セクションと一緒にその部分、材の供給というのがきちっと将来的にわたってもなされるかどうかというのを厳しくチェックしていきたいというふうに考えております。
- 柚木委員 もう1回、今ののでまた言わな済まんと思って。  
償還というのは、普通は事業者が資本金でもってやるのが普通で、県からお金を借りて、それを自分のものとして補助金としてもらって、それを前倒して、それを償還するという考え方でしょう。結局やっぱり事業者にお金を出していることは間違いないわけです。ですから、問題はしっかりしてやってくればいいんだけど、霧島市がやはりそれなりのしっかりした責任体制を県との間で契約みたいなのを結ばないと、これに失敗したら、商工会の連中がメンバーだと言いますが、彼らは売電の全取価格があるからお金は1千万円しか出さなくて、じゃ、高く売れるからということをやっているというような話に見えてしょうがないんだけど、じゃ、彼らがうまくいかなかったときに、彼らの損失は1千万円しかないわけです、そこがですね。県はうまくいかなかったら16億円損をするわけですよ、極端な言い方をすると。その辺を誰に責任を負わせるかということを確認しておかないと、私は霧島市だと思うんですけど、その辺がないと県としてはよっぽど慎重に構えないといけないということになるんですが、もう1回、霧島市に対する責任の負わせ方、責任という言い方はちょっとあれですけど、立場ですね、それをもう1回明確に答弁できませんか。
- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業におきます霧島市との責任の関係でございますけれども、当然に、事業者のほうは市を通じまして県のほうに計画を提出するということになりますので、その審査の段階におきましては、県・市それぞれ責任を負うものだというふうに考えております。
- 与 委員 山田先生からもちよっとさっきございましたけど、まだ答弁がなかったわけなんですけど、いわゆる14億円と8億円だな、これが全体でですね、資金の流れ、根拠というのか

な。 それと、僕は最初から資料を見ておかしいねと思ったのは、事業内容の 2) のところで補助対象と使っているのに、4 番目の (1) ですか、今度は、設備資金の融資ということで、何で、どういうことなんだろうかなと思ったりしていたんだけど、それは融資だということで償還をするということですから、償還期間は何年になっているのか。この金の流れというのかね、例えば国からだけのトンネルになっているのか、その付近はどうなの。

- 塩田エネルギー政策課長 今回の事業に係りますものにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、国の経済対策によりまして、今年 2 月において県に交付いただいたものを基金として積んでおるものでございます。それを活用いたしまして、今回、霧島発電に対しましての 14 億円の資金融通ということを考えております。この 14 億円の部分につきましては、資金融通という名称はついておりますけれども、性格といたしましては補助金の位置づけをされております。

今後のお金の流れにつきましては、この資金融通を活用いたしまして事業者のほうが発電施設を整備いたしまして、これを 26 年度内に整備することとなります。その後、売電がされた翌年から、この 14 億円に対しまして、処分制限期間といたしましておおむね耐用年数の 15 年になろうかと思っておりますけれども、これを上限といたしまして毎年度償還する計画を立ててまいります。この計画に基づきまして、市町村を通じまして納付されるという形になります。

- 与 委員 事業期間だけど、25 年度中に交付決定をされた場合がいわゆる資金を、補助の金を流していくというのを、わかりやすく言えば 26 年度ということで、これはもう 25 年でこの事業は終了するということですか。

- 塩田エネルギー政策課長 はい、事業自体につきましては 25 年度で終了でございますけれども、委員申されましたとおり、25 年度内に交付決定がされる場合には、26 年度に事業執行が可能ということになります。

- 与 委員 26 年度にこういう事業が出てきたら、それは可能ということになるの。期限つきじゃないの、これ。

- 塩田エネルギー政策課長 26 年度に事業が出てきたと申しますと、新たな事業ということで出てきた場合であっても、26 年度内に整備が終了しなければならないということになりますので。

- 与 委員 最終年度が 26 年度ということ。

- 塩田エネルギー政策課長 そうです。

- 小園委員長 いいですか。

- 与 委員 はい。

- 藤崎委員 全体の資金計画では 26 億円となっていて、県が 16 億円出すと、残り 10 億円の資金調達について、事業計画書にどのように書いてあるのか教えていただきたいと思います。

- 塩田エネルギー政策課長 残る 10 億円につきましては、それにつきましては、市中の銀行のほうから 9 億円の融資、それから自己資金プラス出資金等で 1 億円となっております。

- 藤崎委員 市中銀行からの 9 億円に関しては、ほぼもう出すということで確約がされているのでしょうか。

- 塩田エネルギー政策課長 おおむね融資が受けられるというふうに聞いております。

- 藤崎委員 融資が受けられるということは、この 9 億円に値するそれなりの担保も含めて、金融機関とある程度コンセンサスが得られているという理解でよろしいのでしょうか。



- 塩田エネルギー政策課長 その融資の部分につきましての詳細な確認はまだいたしてごさいませんが、聞いている中ではそういうお話でございますので、今後、経営診断等も通じながら、その辺は見きわめてまいりたいというふうに考えております。
- 藤崎委員 要は、金融機関が担保がないと金を出さないのと、県が補助金でぼんと出すのとのその厳しさの違いの部分で、金融機関とどれぐらいの厳しい折衝をして、県とはこういうふうにと、その辺のちょっと違いがなかなか見えてこなかったものですから、ぜひその市中銀行からの融資の9億円の部分が、どの程度の精度を持って出るとということが確約されているのか、もうちょっと知りたいなというのはありますが、答えられないですね。
- 古川企画部長 ただいま各委員から厳しい御指摘をいただきました。今後、正式な事業計画書が事業者から霧島市を通じて提出されることになっております。今、概略の事業計画は頂戴いたしております。その範囲内での答弁をさせていただいたということで、非常に厳しい御指摘を受ける結果になってしまいました。この点については心からおわび申し上げたいと思います。今後、先ほど申し上げたように、正式な事業計画書等々が、資金計画書等も含めて出てまいりました段階で、材の供給、それと資金計画等も厳しく、霧島市等も含めて一体となって中身を精査して、事業の採算性等についてきちっと判断していきたいというふうに考えております。
- 小園委員長 ほかにはございませんか、質疑は。
- 大久保委員 この霧島の発電設備について、15年稼働することが前提ということなんですけれども、これの稼働実績とかはあるんでしょうか。
- 塩田エネルギー政策課長 稼働後につきましても、3年間の経過報告を国のほうにもするようになっておりますので、報告自体につきましては国のほうへは3年間でございますけれども、先ほど資金融通につきましては最大15年間での納付という形になっておりますので、そこは県、それから市、それから事業者と一体となって協議会、そういった組織を設けながら、その経過をチェックしていきたいというふうに考えておるところでございます。
- 大久保委員 済みません。質問と答えがちょっと違っていたと思うんですが、発電システムを今度つくりますよね、つくるに当たって、そのつくる設備自体は15年稼働することが前提になっているわけですよね。15年動いていますよという、そういう稼働実績のあるメーカーの発電の設備じゃないといけないと思います。例えばどこどこ工業というところがつくっている発電のプラントですよ、そういうのを導入する予定があるんですか。初めてこれ供給するやつで、ちょっと15年稼働実績したかどうかはちょっとわからないんですよというような設備を導入するんじゃないんですよと。要は、よそでどこどこでこういう形で導入実績があって、ある程度、数年間以上働いて、まあこれであれば15年はもつでしょうというようなメーカーのものを今回は導入される予定なんですか、霧島木質発電株式会社は、そこをお伺いしているんですが。
- 塩田エネルギー政策課長 大変失礼いたしました。機械につきましては、当然、機械運営を行いますところの会社といえますか、実際にはコンサルに委託を予定しておりますが、そのコンサルのほうの関連、他県で実績のある機械を導入することになると思います。
- 大久保委員 まだメーカー自体は決まっていらないんですよ。これからまたいろんな会社の中ではメーカーに入札か何かさせて、そこでまたメーカーは決まっていくというような形になるんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 今、要望をいただいている中では、全くここで新しくやるというよ

うなものでなくて、ほかのところでも設置をしている機器であるというふうには聞いております。それがまた今後、正式な事業計画が出てくる際に、同じものであるのか、それがまた違ったものになるのかという部分につきましてはちょっと見ていく必要はあるかと思えますけれども、現時点では、先ほど申し上げましたように、ほかのところでもそういう稼働している機器というふうになっております。

- 大久保委員 それから、先ほどバイオマス発電計画の概要のほうで、原木使用量が年 10 万立方メートルということで出ているんですが、これは、この発電出力 5,700 キロワット、これを 100%稼働させていることを前提とした使用量なんですかね。何%を考えてのことなんでしょうか。
- 塩田エネルギー政策課長 ほぼ 100%稼働になるんだらうというふうに思っております。といいますのは、その木質材の原木の使用量、原木の中身によってもいろいろ違ってくるんだらうというふうに思っておりますが、例えば水を含んでいるとかそういった割合の部分で変わってくると思えますけれども、大体おおよそ言われておりますのは、5 千キロワット級ですと 10 万立米というふうに聞いておりますので、そのような量になるんだらうというふうに思っております。
- 大久保委員 これは九電に売電して費用を賄うということが、この事業の全体のスキームの肝になると思えます。そういう中で、例えば材が調達できる、できないによって発電量もやっぱり変わるわけですよ。そうなってくると、材の間違いない手当てというのは重要になってこようかと思っております。この年間の 10 万立方メートルというのは、これはもう最低限確保しなきゃ絶対いけないものなのか。あるいはこれがある程度、今言った水分のこともあるんでしょうけれども、どの程度遊びというか、余裕がある量なのかというのはわからないですか。
- 塩田エネルギー政策課長 遊びの部分がどれくらいあるのかということにつきましてはちょっと詳細には存じていないところがございますけれども、先ほど来申し上げましたように、5 千キロワット級ですと大体 10 万立米ぐらいとそういうところで、この材の供給というのは 5,700 キロですとそれぐらいは必要な量だというふうに理解しております。
- 大久保委員 例えば航空機の採算でも、定数の 50%ぐらいお客さんが乗れば大体維持できるかあるじゃないですか、採算の部分ですよ。この場合、材の手当ても最低どれくらい維持すれば、この売電による費用を賄える量になるのかというのも考えないといけないのかなと思ってお伺いしているところなんですけれども、そこは計画ではどうなんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 この 10 万立米を活用しまして発電した場合に、当然、今の現在の収支の中におきましては採算が合うものとして計算されておりますので、フル稼働という部分におきましては当然、間隔が、設備利用の利用率としましては 100%ということはないであろうと思えます。一般的には、コスト調整委員会なんかで言われている木質バイオマスの設備利用率としましては、約 80%というふうに聞いておりますので、その中でこの 5,700 キロワットを使いまして発電させた場合に、10 万立米を燃やしたときに採算が合うような形で計画されているというふうに理解しております。
- 大久保委員 わかりました。あと、今回この事業の狙いとしては、本県の地元山村の活性化につながる、いわば余っている木を利用できる場所は利用するというような狙いが達成されるのが重要だと思うんですけれども、それにおいては、木材の調達というものはやはり地元が中心になっていく、そのような部分には十分配慮されているということで理解してよろしいでし

ようか。

- 塩田エネルギー政策課長 はい、地元のそういった林業関係の方々、それから木材加工業者の方々を含めて、協議会も立ち上げますし、材の供給におきまして、そういった地元の森林を中心に必要量を確保していくものだろうというふうに思っております。
- 大久保委員 これは中越パルプ工業の分も、これは協議会の参加メンバーは多いんですけども、やはりここには地元の方々もそれなりに入っていらっしゃるということですのでよろしいでしょうか、木材の供給者として。
- 塩田エネルギー政策課長 地元の方々も一緒になって入っているということでもあります。
- 小園委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 桃木野委員 補助対象者が市町村となっていますけど、これは市町村はお金は特に出さないんですかね。
- 塩田エネルギー政策課長 今回のこの資金融通を通じましての事業につきましては、市町村が上乗せをするということはありません。
- 桃木野委員 例えば、県が市町村にお金を交付して、市町村も例えばそこに1千万円とか1億円とか足して、そして相手にやるというんだったら市町村が補助対象というのは当然わかるわけですけど、つくる段階ではお金は出さないわけですよ。こういう例というのは一般的にあるわけですかね。例えば、事業者例えば直接交付するというやり方もあると思うんですけど、お金を出さない段階で市町村を補助対象というのは、どうもちょっと私は理解できないんですが。それともう1点ですね、先ほど軌道に乗って償還してもらおうと、そのときに市を通して返してもらおうと言われたんですけど、例えば相手が返せないような事態のときには市が返すとかそういうふうになっているんですか。例えばそういうふうになっているんだったら、補助対象を市町村というのは理解できるんですけど、そこらあたりはどうなんですか。
- 塩田エネルギー政策課長 まず、市町村を経由する事業、直接補助事業者のほうにも補助金として交付する事業は多々ありますけれども、今回の森林整備等推進基金を活用した出資を伴う施設整備事業につきましては、地元市町村長が地域の実情に応じまして、地域関係者の意見を踏まえながら、県林業・木材産業構造の改革事業推進計画に即しまして、各事業ごとに事業計画を作成するということになっておりますので、その上で、計画に対する県の承認を得るという制度になっておりますので、この補助金の交付につきましても、市町村を経由して事業体に交付するということになっております。ですので、事業完了後におきましても経営状況というのを把握していくということになります。それから、事業体が返さない場合というお話でございましたけれども、そういうことがないような審査をやってまいるわけでございますが、その場合に、市が返さないといけなくなるのかどうなのかということにつきましては、現段階で、要綱、要領等で市のほうが返さなければならないといったようなものにはなってありません。そこにつきましては、またその時点で、こういった状況で返せなくなってきているのかといったような状況を確認しながらの対応になるのではないかとというふうに考えております。
- 桃木野委員 ちょっと、じゃ一般的に例えばこういう例の場合に、こういう例があるのかどうかというのはちょっとよく理解ができないものですから。1円も出さないのに市町村を補助対象にしてというのが、そこに1円でも出せばそれはもうわかるんですけど、金を市町村が出さないのに、市町村を補助対象にするというのがちょっと私は理解できませんので、そういう例があるのかどうかです、そこをちょっとまた、今でなくて結構ですからまた教えていただ

ければと思います。それと、これは繰り返しになりますけど、林地開発許可の場合なんかは、例えばゴルフ場なんかの場合は、申請が出てきたら、中身の審査とあと資金計画まできちっと精査をして、そして許可を与えるということだったかなと思うんですね。だから、これもやっぱりそれと同じことであって、やっぱり木材の供給とかあるいは資金計画はしっかりと、これなら間違いないという確約が自信を持ってされる段階で、こういう予算措置がやっぱりされるべきであったと思うんですね。今の状態ではこれはもう認めることは多分できないと思うんですね、今おっしゃるようになりますね。まあそういうことであります。

- 小園委員長 答弁はいいですか。
- 桃木野委員 答弁はそれはもうまた調べていただければ、そういうのがあるのかどうか。
- 小園委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 与 委員 この件にはなし。
- 小園委員長 ないですか、いいですか。 ほかに質疑がありませんので、これで議案等についての質疑を終了いたします。
- 与 委員 再生エネルギーについてはないということ、まだあと1件あるんだよ。
- 小園委員長 ほかに質疑がありませんので、これで議案等についての質疑を終了いたします。これより、採決に入ります。
- 大園委員 この議案については、きょう議論がありましたので、できればちょっと採決は午後1時に回していただいて、各会派でもしっかり議論をしていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、午後1番で採決のほうをお願いしたいと思います。
- 小園委員長 よろしいですか、それで。  
[「異議なし」という者あり]
- 大園委員 本県林業・木材産業の再生と地域林業の活性化、さらに再生可能エネルギーの導入促進を図る観点から、木質バイオマスエネルギー導入促進事業については一定の理解をしております。しかし、この事業への取り組み等の状況の中で不安な点も指摘されたことであります。部として、これらの議論を踏まえて検討されたことと思っておりますので、部長からこの事業についての取り組みについての再度の決意を聞かせていただきたいと思います。
- 古川企画部長 今回の木質バイオマスエネルギー導入促進事業につきましては、事業者から提出されました、材の調達計画や資金収支計画等の事業計画を精査の上、事業の確実性、採算性、継続性が十分見込まれるものとの判断のもとに予算計上をさせていただいたものでございます。今後、予算の執行に当たりましては、さまざま御指摘いただいた点も踏まえて、材の供給計画並びに事業計画につきまして、霧島市並びに関係部局とも十分協議・調整の上、十分精査してまいりたいと考えております。
- 小園委員長 ほかにありませんね。
- 柚木委員 協議・調整をするということですから、もう1回確認しますけれども、この売電開始翌年度から処分制限期間内に助成金を毎年度県に納付すると、これは事業者が払うわけですよ。もちろん、事業者が経営がうまくいけばこれは可能なんですけど、霧島市と協議するときに霧島市にも補助金として、返してもらうんだから実際補助金なのかわかりませんが、補助金としてとりあえずやるわけだから、うまくいかないときは霧島市にそういう責任を持ってもらうように協議するというのも踏まえて、私はやるべきだと思います。それが十分な担保として。9億円ぐらい市中銀行から借りるというんだけど、商工会のメンバーなんかがこの会

社の役員となっているというんですけど、この 9 億円をそんなに簡単に貸せるもんかという話なんですけど、恐らく霧島市が債務負担行為をするのかどうか。これは信用貸しなんですか。もう 1 回、その点、確認をします。

○小園委員長 これより、採決に入ります。

議案第 91 号につきまして、取り扱い意見をお願いいたします。

○大園委員 本件の議案につきましては、本県が抱えている林業・木材産業の再生並びに地域林業等の活性化、再生可能エネルギーの導入促進を図る観点から、必要な事業であると考えております。しかし、この事業への取り組み状況についての不安な要素等も議論されましたので、この部分をしっかり県は責任を持って、霧島市ともしっかり協議する中で、納得できるような事業としていただくことを我々としても県のほうにお願いしていきたいと思っておりますので、ぜひこの部分については可決で自民党としてお願いしたいと思っております。

○小園委員長 ほかにありませんか。

○柚木委員 賛成する立場に立つんですけど、非常にまだ、協議する協議すると、通してしまってから協議するでは困るんですね。その協議の中身が大事であって、この助成金を毎年度県に納付するというのを、やはり霧島市との協議の中で、霧島市に責任を持ってもらうと、私は委員長報告の中で附帯決議として担保しなければ、それは協議の中で、じゃ、事業がうまくいきませんでしたとなったときに誰が責任を負うかと、事業者は責任を負えないわけですから、だからそこは担保すべきだと思って、附帯決議をつけてやるべきだと私は思います。

○小園委員長 ほかに。

○山田委員 否決ね。

○柚木委員 いや、否決じゃない。附帯決議で賛成すると。

○小園委員長 附帯決議の賛成ですね。ほかにございませんか。

○小園委員長 ほかに取り扱い意見ございますか。

○柚木委員 先ほど附帯意見をつけるということをお願いして申し上げましたが、取り下げたいと思います。よろしく申し上げます。

○小園委員長 取り扱い意見はございませんか。

○山田委員 賛成か反対か言わんと。みんな賛成な、文句はないわけな。

○小園委員長 わかりました。ほかに取り扱いの意見はありませんので、それでは、議案第 91 号を採決したいと思っております。ただいま可決との御意見がありましたが、議案第 91 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小園委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で、議案の審査を終了いたします。